

# 研究所ニュース

# ね ざ す

第89号 2021年3月発行

発行：一般財団法人 神奈川県高等学校教育会館 教育研究所

〒220-8566 横浜市西区藤棚町2-197 電話：045(231)2546 F A X：045(241)2700 e-mail：GAE02106@nifty.ne.jp



## 部落差別とコロナ差別

とり やま ひろし  
鳥 山 洋 東日本部落解放研究所事務局長

### 部落差別・差別の根拠

NHKが製作・放映している「ファミリーヒストリー」という番組がある。各界の著名人の家族の歴史を解き明かすという趣向で、当人も知らない意外な家族の歴史が、時には数百年前にまでさかのぼって明らかにされたりする。自分は、自分の家族の歴史をほとんど知らない。両親はすでに故人で、祖父の出身地は聞いて知っているが、訪ねたことはない。

ところで、自分の先祖について、見ず知らずの誰かが勝手に調べ上げ、そのことを理由に就職や結婚が妨害され、できなくなるとしたらどうだろうか。

部落差別とは、「被差別部落」とされる特定の地域の住人や出身であることを理由に、さまざまな社会生活上の不当な扱いを受けてしまうことである。だが、その「被差別部落」という場所そのものに、何か差別される理由があるのか、といえそうではない。そこに住んでいる・その出身であることを通じ、その人の先祖が近代以前に「被差別身分」と

されていた人々につながると見なされ差別をされてしまうのである。

自分の数代前の先祖が、どこで何をしていたのか、知っている人は必ずしも多くないだろう。目の前にいる人物の先祖が何者かなど、普通はわからないし気に留められることもない。しかし、「差別をしたい人」は、それを知りたい。簡単には知りえない誰かの先祖、それを推定する手がかりになりうるのが、居住地であり、出身地である。あそこは、近代以前に「被差別身分」とされていた人々が居住していた地域である、であるならば、そこに住んでいる人、その出身である人は…。

部落差別の根拠とされるのは、居住地・出身地という「場所そのもの」であるよりも、家から・血筋である。前近代における「被差別身分」につながる家から・血筋にあたると見なされた人々が差別される。では、前近代における「被差別身分」とは、どのような人々なのか。なぜ、それらの人々は忌避されるのか。

## 近世の身分制度と被差別身分

戦国時代が終わり、近世という時代になって身分制度が整えられ、「士農工商」という身分秩序が確立し、その過程で「最低の身分」と位置付けられたのが、いわゆる「被差別身分」とされた人々であるという理解がある。しかし、こうした理解は正しくない。

「士農工商」という言葉は中国の古典由来するが、この言葉は日本の近世の身分制度の実態を表してはおらず、農・工・商という序列も存在していなかった。戦国の争乱に終止符が打たれて天下が統一され、新たな時代が始まる際、下剋上が否定され、武士＝支配する者と、武士ではない者＝支配される者が明確に区別された。そして、支配される者はその居住地において、地縁共同体を通じて支配者から掌握されることとなる。中世以来、職人や商人たちが、時に居住地を超えて形成していた同業者集団はしだいに実態を失い、職人や商人たちは地縁共同体の中に包摂されていった。同じ村や町に住む人々は、職業に関係なく、村の住人は百姓、町の住人は町人として身分把握されたのである。中世史家の網野善彦氏がたびたび強調していたように、「百姓は農民ではない」。

しかし、同じ地域に住んではいても、このような地縁共同体の構成員と見なされない人々がいた。「えた」や非人等と呼ばれた、いわゆる「被差別身分」の人々と、僧侶や神職、「民間宗教者」といった宗教にかかわる人々である。ここで「民間宗教者」と呼んだのは、近世に整えられた本山・本所を頂点とする宗派・教団組織には所属せずに、祈祷などの宗教的行為を行っていた人々を指す。このような「民間宗教者」と「被差別身分」とされた人々の間には、明確な一線を引きたい面もあった。

「えた」や非人等と呼ばれた人々や、宗教にかかわる人々が、なぜ地縁共同体の構成員と見なされないのか。それは、こうした人々が何がしか「普通と違う」人々と見なされた

ためである。ここで「普通と違う」というのは、必ずしも否定的な意味ではない。むしろ「普通の人にはできないことができる」という意味合いが強かった。

## 被差別身分とされた人々、その社会的役割

近世に「えた」や非人と呼ばれた人々は、それ以前、平安時代後半以降、京都・奈良周辺で、史料に「河原者」・「非人」・「散所」という名称で登場し、一定の賤視をこうむりながらも、何らかのかたちで「ケガレ」の「キヨメ」にかかわる仕事に携わった人々と共通点が多い。前近代の人々が「ケガレ」と考えたのは、日常の安定した秩序をおびやかすような「何か」であった。古くは、犯罪や疫病、都市における見知らぬ人の死、といったことである。「ケガレ」を「キヨメ」る、とは不安定になった日常生活をふたたび安定させることであって、「ケガレ」に触れることも含め、一般の人々にはできないことと観念されたのであった。

近世に「えた」や非人等とよばれた人々が、多くの地域で、身分固有の役割として担当したのは、死んだ牛馬の解体処理、牢屋の番、刑場の業務といった、何かしらこのような意味での「ケガレ」とつながっていることであり、市や祭礼、芸能興業の場など、非日常的な場所と時間の管理であった。こうした身分固有の役割の「担当区域」が彼らの仲間内で決められており、こうした「担当区域」（数か村から数十か村に及ぶ）は「旦那場」や「職場」「勸進場」などと呼ばれた。いってみれば、近世の被差別身分の人々は、この「担当区域」の中に居住する人々の日常生活が安定して営まれるよう、注意を払い、そのための様々な業務を担当していたといえる。そして、このこととかわかって、地域ごとに一定のルールに従い、被差別身分の者たちは百姓・町人たちから穀物や銭などを受け取ることができた。これは、宗教者が喜捨を集める行為と共通のものに見なされ「勸進」と呼ば

れた。歴史の教科書では、「物貰い」と記述されるが、穀物や銭を受け取る被差別身分の側に権利があり、百姓・町人の側にはそれに応じる義務があったのである。

### 18世紀後半からの社会の変化と「差別」

被差別身分の者たちは、自分たちの旦那場内を常時見回り、「よそ者」、特に旦那場内の村や町の住民ではない者たちが、自分たちと同様の勸進行為を行おうとすることに注意を払っていた。そして、このことは旦那場内の村や町の百姓・町人たちにとっても、地域社会の安全を守るため大事なことと見なされた。村や町、賑わいの場の警備を担当する「番人」と見なされたのである。そして、18世紀の半ば以降、庶民の間の格差が拡大し、地縁共同体から離脱し流浪する者が多くなり、さまざまな「よそ者」が村々に廻ってくるようになると、百姓・町人たちは被差別身分の者たちの「番人」としての役割への依存を強めていく。

こうした傾向は、18世紀後半に一つの転機を迎えた。江戸幕府が「浪人の取り締まりに、地域の「えた」・非人を使え」という指示を出したのである。この頃、集団で村々を渡り歩き、金銭や食事、宿泊を強要する浪人（主君を持たない武士）たちへの対応に、地域の村々も支配者も苦慮していた。こうした幕府の浪人取締りの方針変更は、同時に、被差別身分の者たちへの統制強化を伴った。曲がりなりにも武士である浪人を取り締まることとなった被差別身分の者たちに対して、「増長」しないこと、また百姓・町人とは別の身分であること、特に、百姓・町人の「下」であることが強調され、身なりや日常の行動が規制された。同時に、前述した「格差の拡大」は、身分の違いを問わなかった。豊かになった被差別身分の者は、時に、没落した百姓・町人から怨嗟の視線を向けられた。被差別身分の者たちには、皮革をはじめ、特権的に製造・販売ができるいくつかの商品があ

り、現金収入を得る機会も少なくなく、経済力を高め百姓や町人も相手にした金融業を営むような者も現れたのである。

こうして、19世紀にはほぼ全国的に、被差別身分の者たちに対する統制が強化されると共に、身分間のさまざまな対立・争いがおこったのである。被差別身分とされた者たちへの反感や偏見の背後には、こうした社会や経済の変動、支配者の政策を見なくてはならない。単純に、「「えた」や非人は最低の身分だったから差別された」のではない。また、近世の被差別身分の者たちは、差別されるために存在していたわけでもない。彼ら・彼女らは、社会の中で、地域社会の人々の生活がうまく回っていくための、他の身分の人々にはなしえない大事な役割を担っていたことを確認しておきたい。

### コロナ差別

さて、コロナである。新型コロナウイルス感染症拡大の中で、感染してしまった方やその家族・関係者、また、医療従事者やエッセンシャルワーカーと呼ばれる人々への差別が起こっている。私たちは、感染症がウイルスによって引き起こされるものであることは知っている。しかし、ウイルスそのものは見ることはできないし、手を洗ったり、身の回りを消毒したり、マスクを身に着けたり、といった対策もどこまでやれば安心・安全なのか、なかなか確証をもてない。そうした中で、ウイルスに感染してしまった人々や、仕事上、ウイルスの近くにいる人びとを必要以上に危険視し、遠ざけなくてはならないという意識がはたらいてしまっている。

また、コロナ禍の中で社会に存在していた差別・分断が拡大していることも指摘されている。経済的に困窮した大学生等に支給された学生支援緊急給付金については、留学生のみに、成績・出席状況が良好であること、という条件が付けられた。2020年3月、さいたま市が市内の保育園・幼稚園職員にマスクを

配布した際、朝鮮初級中級学校幼稚部が配布の対象外とされた。関係者からの抗議をうけ、マスクは配布されたのだが、朝鮮学校へは、はげましの声以上に、市への抗議への非難や脅迫の電話が殺到したといい、Yahooニュースや埼玉新聞Web版へのコメントでは、「日本人を優先して配布するのは当然」等、当初朝鮮学校を排除した市の方針を支持する声の方が多かったという。(矢野2020)

このような「コロナ差別」についてのニュースに接するとき、何がしか既視感を覚えるのは自分だけだろうか。社会の中で特定の人々が忌避されてしまうこと、社会不安の中で社会集団間の分断が深まってしまうこと、そのメカニズムを振り返り、分断と差別に加担することの無いよう自戒したい。

### 差別に抗するために

部落差別とコロナ。強引な結びつけ、と思われた方もおられるだろうか。もう一つ付け加えると、コロナウイルスには、いつ、だれが、どこで感染するか分からない、また、感染しても気付かないケースも多い、といわれる。部落差別においても、差別されている当事者が差別の理由を知らない(差別する者たちはわかっているが)、あるいは、差別されて初めて自分が被差別部落につながることを知る、というケースはめずらしくない。

自分は、20代後半、たまたま参加した集会の会場で差別落書きが見つかる、というできごとに遭遇した。それまでメディアを通して見ていた、とんでもない悪人といわれる人物の、その本人に出会い目が合ってしまった

ような経験、とでもいえばいいだろうか。その後30代になって、近世の被差別身分の人々の残した古文書を読み、その歴史を学ぶ機会を得て、被差別部落の歴史や部落差別について何も知らなかったことに気付かされた(日本史の教員だったのに)。まだ、充分とは言えないが、いろいろ自分なりに学んできたことを振り返って思うことは、部落問題・部落差別について学ぶことは、日本の社会の中の一部の人々の特別な問題について知ることでなく、さまざまな人権の課題の基礎を学ぶことだ、ということである。

さまざまな人権課題の中で、部落問題・部落差別に関心を持つ人は必ずしも多くない(「部落差別解消法」第6条にもとづく法務省の実態調査で、関心のある人権課題に部落差別を選んだ(複数回答可)人は20.1%)。一方、意図的に「部落差別をしたい人」は、必ずしも多くはないが確実に存在する。ネット上には、そうした「差別したい人」が流す偏見に満ちた情報があふれている。こうした情報に「感染」し、差別する側に立たないために、部落差別の問題にも、いくらかでも関心を持っていただけるとありがたい。

### 参考文献・資料:

矢野治世美「新型コロナウイルス感染症と人権」(『部落解放研究くまもと』80号 熊本県部落解放研究会 2020年)  
法務省人権擁護局『部落差別の実態に係る調査報告書』2020年6月(<http://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>)

### 執筆者プロフィール

東日本部落解放研究所事務局長。学習院大学経済学部非常勤講師。1958年神奈川県生まれ。1981年から2020年まで神奈川県立高等学校教員として勤務。担当は社会科(日本史)。最終勤務校は、横浜翠嵐高等学校定時制。1990年代から、神奈川県を中心とした地域の、近世被差別民の歴史研究に携わる。2020年より現職。